

全国こども政策主管課長会議

令和6年3月

厚生労働省雇用環境・均等局
職業生活両立課

I . 仕事と育児の両立について

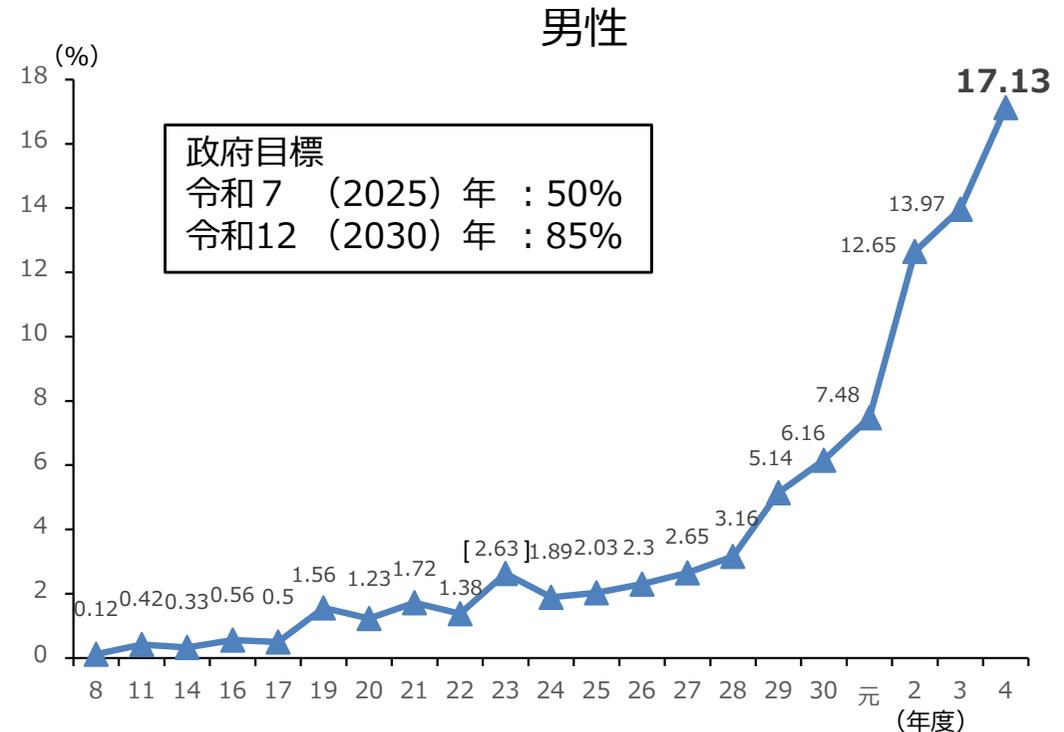
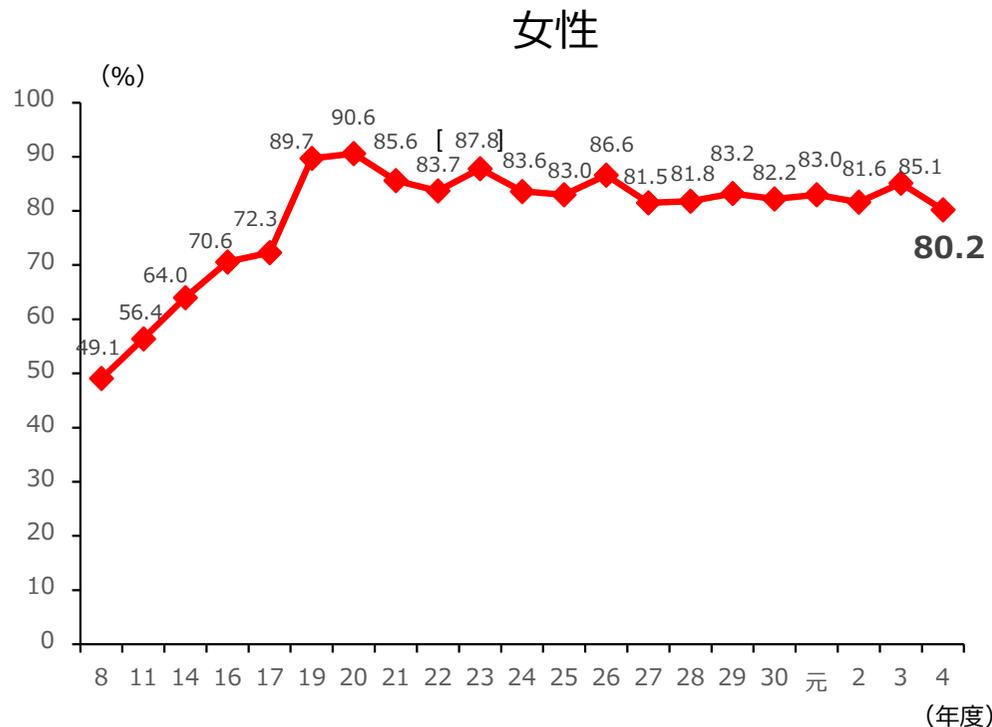
1. 男女の育児休業取得率の状況について..... 4
2. 仕事と育児の両立に関する施策について..... 6

仕事と育児の両立について

1. 男女の育児休業取得率の状況について

男女の育児休業の取得率の状況

- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は低水準ではあるものの上昇傾向にある（令和4年度：17.13%）。



育児休業取得率 =
$$\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$$

(※) 平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

(注) 平成23年度の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

2. 仕事と育児の両立に関する施策について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要(令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布)

改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み『産後パパ育休』の創設**【育児・介護休業法】
子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。
 - ①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業(1か月前)よりも短縮
 - ②分割して取得できる回数は、2回とする。
 - ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け**
 - ①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
 - ②妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。
- 3 育児休業の分割取得**
育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け**
常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和**
有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。
- 6 育児休業給付に関する所要の規定の整備**【雇用保険法】
 - ①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。
 - ②出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

施行期日

- ・2及び5: 令和4年4月1日
- ・1、3及び6: 令和4年10月1日(ただし、6②については令和3年9月1日)
- ・4: 令和5年4月1日

男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト) ミニリーフレットについて

<目的>

○子が産まれる予定の男性労働者に対し、育児休業の目的や育児休業取得者の体験談等の情報を周知する事により、男性の育児休業取得の促進を図る。

<配布時期>

○厚生労働省委託事業「イクメンプロジェクト」事務局より、全国の都道府県・市町村へ令和6年3月中旬以降に配布予定

<リーフレットの配布方法>

○各自治体での母子健康手帳交付時に併せた配布や、両親学級開催時などの際に直接参加者へ配布していただくことを想定。

<その他>

○イクメンプロジェクト公式サイトでもミニリーフレットのPDFデータを掲載しています。
(公式サイトURL: <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/library/download/>)



ミニリーフレットイメージ(A6判二つ折り)

イクメンプロジェクト
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

子育てがパパの最初の「仕事」です!

イクメンプロジェクト
イクメン オブザーバー2022、イクメン 男性育児アドバイザー2023
フジテレビ 産後大公開アドバイザー

イクメンプロジェクト
イクメン オブザーバー2022、イクメン 男性育児アドバイザー2023
フジテレビ 産後大公開アドバイザー

イクメンプロジェクト
イクメン オブザーバー2022、イクメン 男性育児アドバイザー2023
フジテレビ 産後大公開アドバイザー

育児のススメ

父親が育児をとると、
こんなにいいことが!

育児制度を知る!

Q1 育児休業はどんな制度?

- 出産から原則1歳(保育所に入所できないなどの場合は最長2歳)まで取得できる休業です。
- 会社に制度がなくても、法律で定められた制度のため、要件を満たす場合は育児休業を取得できます。

Q2 育児休業を取ったら、収入が心配……

育児休業期間中は、育児休業給付金が支給されます。休業開始から180日間は賃金の67%、それ以降は50%が支給されます。

妻	出産手当金*	給付率67%	給付率50%
夫	※産後休業期間中は、健康保険から賃金の3分の2相当額が支給されます。	給付率67%	給付率50%

● 育児休業期間中は、社会保険料等が免除されます。

この休業、手取り収入は休業前の約8割!

Q3 男性が育児休業を取りやすくなったって本当?

- 子どもが生まれた直後の時期に柔軟に育児休業が取得できる制度(産後パパ育休)があります。
- 子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できます。
- 産後パパ育休中は、一部就業することもできます。(労使協定と個別の合意が必要です。)
- 産後パパ育休中も育児休業給付金が支給されます。
- 1歳までの育児休業は、2回に分割して取得できます。

母 産後パパ育休 育児休業 育児休業

父 産後パパ育休 育児休業 育児休業

出生 出生後8週間 1歳

出生時退院時等 さらにもう1回 産後パパ育休

分割して2回取得可能

夫婦が育児休業を交替できる回数が増える

夫婦ともに分割して2回取得可能